

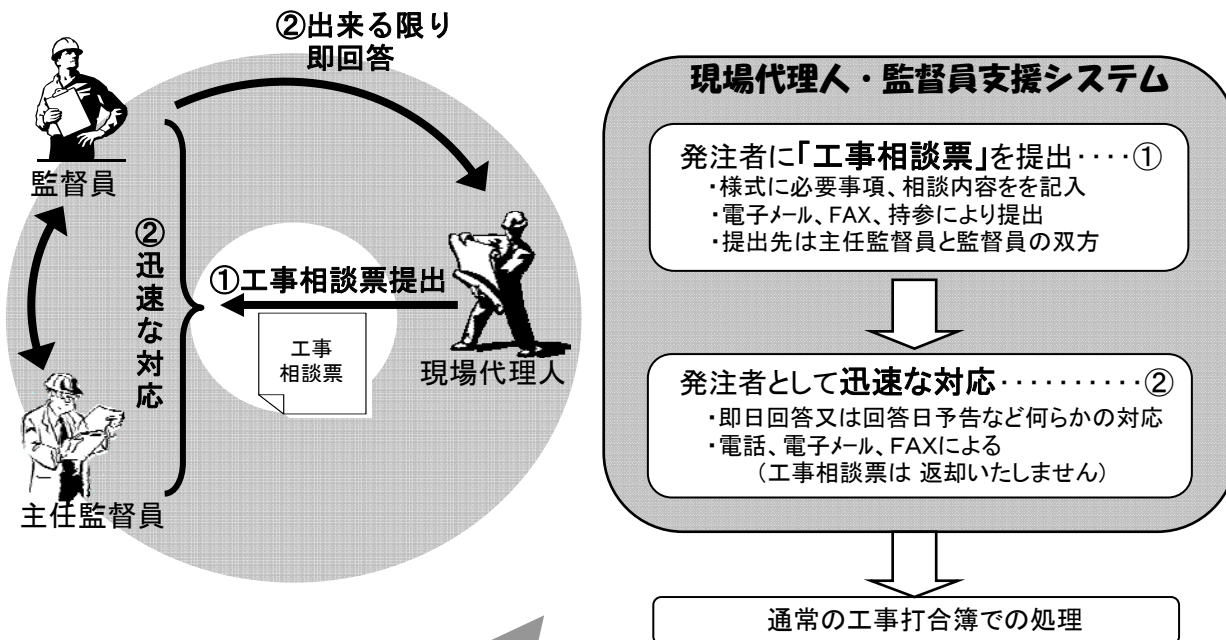
現場代理人の皆さんへ

困ったときは、

- ◇ 工程に支障が出てしまう時
- ◇ 急いで発注者の判断が欲しい時など

即相談!

従来の工事打合せ簿の提出とは別に、工事現場に関して困ったときは「工事相談票」を発注者に提出することができます。  
ただし、「工事相談票」は工事書類ではないので、後日正式に工事打合せ簿等による処理が必要です。



現場を待たせるな!!

土木部では、発注工事に関する判断・回答・指示に要する時間の短縮を図るワンデーレスポンスに向けた取り組みとして、「現場代理人・監督員支援システム」を運用しています。

〇×土木事務所

工程に支障が出てしまう時、急いで発注者の判断が欲しい時とは、

- (イ) 問題を未然に防ぐため先手管理として確認すべき事案
  - ・現地調査後、全ての監督職員に早期に周知しておきたい場合
  - ・回答が遅れる事により致命的な工程のロスの発生が想定される場合
  - ・その他の場合
- (ロ) 工事打合せ簿の提出の有無に関わらず、早急に発注者の判断を得たい事案
  - ・地元住民や地権者との関係(トラブル等)
  - ・工事の進捗に支障をきたす設計図書と現場の食い違い
  - ・新たな支障物件等の発生
  - ・関係機関との協議事項等の進捗状況
  - ・大幅な変更(工法, 工事区域, 工種等)が想定される事案の発生
  - ・設計(地質, 安定計算等)と異なるための構造計算等の確認等
  - ・地形, 既設構造物とのすりつけ等
  - ・その他
- (ハ) 監督員の口頭による指示内容の確認
  - ・使用材料等の変更の口頭指示
  - ・工事数量・範囲等の変更の口頭指示
  - ・関係者との協議の成立日時に関する口頭回答等
  - ・その他

様式第1号

工事相談票	
<記入例> 提出年月日: 平成●×年×月×日	
●× 土木事務所	
●×建設 班	
主任監督員 } 殿 監督員 }	
請負者名: 〇×〇〇建設株式会社	
現場代理人氏名: 〇× 〇×〇	
工事番号: 平成〇×年度●〇×-●×● 号	
工事名: 〇×道路改良工事 工事	
◆相談内容	
件名	支障物件の移設
内容	〇〇地内の支障電力柱2本(□□21、△△22)のため、当初予定の施工が困難となる予定です。移設が遅延する場合は、施工箇所や工種の振り替えを検討したいため、占用者と調整し、早急に移設時期を確定していただきたい。  打合せ簿等を提出している場合は、提出年月日を記入してください(その他は必要ありません)
上記書類の提出年月日*: 平成〇×年〇×月〇〇日	
進捗率*: 27%(実施) 32%(計画)	
記入・処理方法	
現場代理人 1: 工程に支障を来す若しくは来ることが予想される事案が発生した場合について、必要事項と相談内容を記入し、発注者に提出する。 2: 提出は、電子メール(主任監督員・監督員双方へ提出)、FAX、持参による。 3: ※は、必要に応じて、記入するものとする。	
現場着手している場合は、記入してください(実施は概略でもかまいません)。	

現場代理人・監督員支援システム(「工事相談票」)に関する詳しい内容及び「工事相談票」(様式)は、宮城県事業管理課ホームページ「ワンデーレスポンスへ向けた取り組みについて」(<http://www.pref.miyagi.jp/iigvokanri/kaizen/>)をご覧ください。